

**多子世帯利用費請求書**

【 年 月分～ 年 月分請求用】

(宛先) 下関市長

私は、多子世帯利用費の給付について次のとおり請求しますので、指定する償還払の振込先口座に振り込んでください。

なお、多子世帯利用費の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 請求者と認定子どもが下関市内に居住していることを下関市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを下関市が対象施設等に確認すること。
- 3 利用料の支払状況を下関市が対象施設等に確認すること。
- 4 市民税の課税状況を下関市が確認すること。

1 多子世帯利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名		住所	〒
		連絡先:	— —

2 多子世帯利用給付認定子ども(認定子どもごとに申請してください。)

フリガナ		請求期間中の住所
氏名		<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した
		転入・転出した場合は転入・転出日を記入
生年月日	年 月 日	年 月 日

3 償還払の振込先(※1)

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	口座番号	
農協・信用組合	口座名義(カタカナ)	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4 利用したサービス(複数記入可)(※2)

①	フリガナ		利用したサービスの種類	認可外・一時預かり・病児保育 子育て援助活動・企業主導型・預かり保育
	施設名			
契約している利用料		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額
②	フリガナ		利用したサービスの種類	認可外・一時預かり・病児保育 子育て援助活動・企業主導型・預かり保育
	施設名			
契約している利用料		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額
③	フリガナ		利用したサービスの種類	認可外・一時預かり・病児保育 子育て援助活動・企業主導型・預かり保育
	施設名			
契約している利用料		<input type="checkbox"/> 月額	円 <input type="checkbox"/> 日額	円 <input type="checkbox"/> 時間額

※2 ①から③までに書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載してください。

<裏面も記入してください>

5 利用実績及び請求額

利用年月	認可外保育施設・企業 主導型保育施設に支 払った月額利用料(保 育料) (a)	一時預かり事業・病児 保育・子育て援助活動 支援事業・預かり保育 事業に支払った月額合 計利用料 (b)	支払額合計 ((c)=(a)+(b))	月額上限額 (d) (※3)(※4)	請求額 ((c)と(d)を比較 して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
合 計					円

※3 月額上限額は、次の表に定める額とする。

区分	月額上限額
認可外保育施設並びに一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業を利用した場合（預かり保育事業を利用した場合を除く。以下同じ。）	42,000円
企業主導型保育施設を利用した場合	0歳児 37,100円 1・2歳児 37,000円
預かり保育事業を利用した場合（在籍する幼稚園、認定こども園等の預かり保育事業の提供時間等が一定水準を下回る場合であって、認可外保育施設等を利用したときを含む。以下同じ。）	16,300円（在籍園の預かり保育事業を月25日以下の範囲内で利用した場合は、月額上限額450円にその月の預かり保育事業の利用日数を乗じて得た額とする。）

※4 月の途中で多子世帯利用給付認定の期間（以下「期間」という。）が終了し、若しくは開始される場合又は市町村間の転出入があった場合の月額上限額は、次の表に定めるところにより算出した額とする。

区分1	区分2	月額上限額
認可外保育施設並びに一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業を利用した場合	期間終了又は転出	42,000円×期間終了日又は転出日までのその月の日数÷その月の日数
	期間開始又は転入	42,000円×下関市での認定日からのその月の日数÷その月の日数
企業主導型保育施設を利用した場合	期間終了又は転出	37,100円（1・2歳児の場合にあっては、37,000円）×期間終了日又は転出日までのその月の日数÷その月の日数
	期間開始又は転入	37,100円（1・2歳児の場合にあっては、37,000円）×下関市での認定日からのその月の日数÷その月の日数
預かり保育事業を利用した場合（ただし、1月当たりの預かり保育事業の利用日数が26日以上である場合は、その月の日数を基礎とした日割り計算を行う。）	期間終了又は転出	450円×期間終了日又は転出日までのその月の預かり保育事業の利用日数
	期間開始又は転入	450円×下関市での認定日からのその月の預かり保育事業の利用日数
預かり保育事業のほか、認可外保育施設等を利用した場合であって、当該認可外保育施設等の利用料が無償化の対象となるとき	期間終了又は転出	「16,300円×期間終了日又は転出日までのその月の日数÷その月の日数」から「450円×期間終了日又は転出日までのその月の預かり保育事業の利用日数」と利用料のいずれか低い方の額を控除して得た額
	期間開始又は転入	「16,300円×下関市での認定日からのその月の日数÷その月の日数」から「450円×下関市での認定日からのその月の預かり保育事業の利用日数」と利用料のいずれか低い方の額を控除して得た額

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定子ども・子育て支援利用料の請求金額を証する書類</li> <li>・特定子ども・子育て支援提供証明書</li> </ul> （子育て援助活動支援事業を利用した場合は、その内容を証する書類）
------	--